

令和5年杉並区教育委員会規則（令和5年6月28日公布）

規則番号	題名
29	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
30	杉並区立富士見丘多目的広場条例施行規則
31	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
32	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
33	杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
34	杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
35	杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
36	杉並区学校教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
37	杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
38	杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
39	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

杉並区教育委員会規則第29号

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会事務局処務規則（昭和54年杉並区教育委員会規則第18号）  
の一部を次のように改正する。

第5条の表学校整備課の部教育施設整備係の項に次の1号を加える。

（5） 富士見丘多目的広場の使用承認に関すること。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

杉並区立富士見丘多目的広場条例施行規則を公布する。

令和5年6月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第30号

### 杉並区立富士見丘多目的広場条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、杉並区立富士見丘多目的広場条例（令和5年杉並区条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

#### (休場日)

第3条 多目的広場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

#### (開場時間)

第4条 多目的広場の開場時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

#### (申請による使用区分及び使用時間)

第5条 条例第3条第1項の規定による申請による多目的広場の使用区分及び使用時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、別表に規定する使用時間以外の時間においても使用させることができる。

3 多目的広場の使用時間は、使用の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

#### (使用の申請)

第6条 条例第3条第1項の規定により多目的広場の使用の承認を受けようとする者は、別表に規定する使用区分に応じた申請期間内に杉並区立富士見丘多目的広場使用申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

#### (使用の承認)

第7条 前条の規定による申請があったときの使用の承認は、申請の順序とする。ただし、同時に申請があったときは、抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、使用を承認するものとする。

3 教育委員会は、条例第3条第1項の規定により多目的広場の使用を承認したときは、杉並区立富士見丘多目的広場使用承認書（第2号様式。以下「使用承認書」という。）を交付する。

（申請及び承認の手続を経ない使用）

第8条 条例第3条第4項に規定する使用及び承認の手続を経ない多目的広場の使用時間は、次の各号に掲げる期間に応じて当該各号に定める時間のうち、条例第3条第1項の規定により他の者が多目的広場の使用の承認を受けた時間を除いた時間とする。

（1） 3月から10月まで 午前8時から午後6時まで

（2） 11月から翌年の2月まで 午前8時から午後4時まで

（使用の取消し）

第9条 条例第3条第1項の規定による承認を受けた者が、使用の取消しをしようとするときは、杉並区立富士見丘多目的広場使用承認取消申請書（第3号様式）に使用承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（使用の承認の取消し等）

第10条 条例第6条の規定により、多目的広場の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用条件を変更したときは、杉並区立富士見丘多目的広場使用承認取消・使用停止・使用条件変更通知書（第4号様式）により、使用者に通知するものとする。

（行為の制限）

第11条 多目的広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第5号までについては、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合は、この限りではない。

（1） 多目的広場の原状を変更し、又は用途外に使用すること。

（2） 植物を採集し、又は損傷すること。

（3） 広告宣伝をすること。

（4） 立入禁止区域へ立ち入ること。

（5） 物品販売、業としての写真撮影その他営業行為をすること。

（6） 多目的広場内の土地又は物件を損壊すること。

（7） ごみその他の汚物を捨てること。

(8) 前各号のほか、多目的広場の管理に支障がある行為をすること。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

	使用区分			
	1 杉並区立富士見丘小学校が使用するとき。	2 杉並区又は東京都が使用するとき。	3 公共的団体が公益のために使用するとき。	4 教育委員会が別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体のうち区内の中学生以下の幼児、児童又は生徒の団体であって、主に使用する学校として杉並区立富士見丘小学校を届け出たものが使用するとき。
使用の申請期間	使用日の属する年度の前年度の2月1日から使用日の属する月の前月の15日まで		使用日の属する月の2月前の月の1日から前月の15日まで	使用日の属する月の前月の1日から15日まで
使用時間	午前8時から午後6時まで			午前8時から午後6時まで（教育委員会が別に定める日時を除く。）

# 杉並区立富士見丘多目的広場使用申請書

杉並区教育委員会 宛

年	月	日
---	---	---

申請者	住所				使用年月日		
	氏名				年 月 日 ( )		
	連絡先 電話				使用時間		
		使用予定人数					
		人		使用 目的			
使用区分							
富士見丘小学校		少年団体		その他			
/		登録番号	団体名		団体名		

※太枠の中のみ記入し、該当するものに○印をしてください。

上記のとおり多目的広場を使用したいので申請します。使用の際は、使用条件を遵守します。

# 杉並区立富士見丘多目的広場使用承認書

杉並区教育委員会 宛

年 月 日

申請者	住所			使用年月日	
	氏名			年 月 日 ( )	
	連絡先 電話			使用時間	
		使用予定人数	使用 目的	: ~ :	
		人			
使用区分					
富士見丘小学校		少年団体		その他	
		登録番号	団体名		団体名

上記のとおり多目的広場の使用を承認します。

年 月 日

杉並区教育委員会

第3号様式(第9条関係)

杉並区立富士見丘多目的広場使用承認取消申請書

以下のとおり、杉並区立富士見丘多目的広場の使用承認の取消を申請します。

杉並区教育委員会 宛

					年	月	日
申請者	住所		承認 年月日		年	月	日
	氏名		使用 団体	名称			
	連絡先 電話			代表者			
取消理由			使用年月日				
			年 月 日 ( )				
			使用時間				
			: ~ :				

第 号  
年 月 日

使用承認取消・使用停止・使用条件変更通知書

様

杉並区教育委員会 印

年 月 日付けで承認した杉並区立富士見丘多目的広場の使用について  
使用承認の取消し  
下記のとおり 使用の停止 をしたので、通知します。  
使用条件の変更

記

承認年月日	年 月 日
決定事項	使用承認の取消し・使用の停止・使用条件の変更
決定内容	
理由	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区教育委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴え提起することが認められる場合があります。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則を公布する。

令和5年6月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第31号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年杉並区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第5項第5号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（条例第11条第1項に規定するパートナーシップ関係をいう。以下同じ。）の相手方」を加え、同条第9項中「でなくなった」を削り、「要介護者と」を「要介護者が当該要介護者と」に、「との親族関係が消滅した」を「若しくは当該要介護者のパートナーシップ関係（条例第11条第1項に規定するパートナーシップ関係をいう。以下この号において同じ。）の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したこと又は当該請求をした職員と当該請求をした職員の親族若しくはパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したことにより要介護者」に、「第8項」を「前項」に改める。

第8条の2第10項中「でなくなった」を削り、「要介護者と」を「要介護者が当該要介護者と」に、「との親族関係が消滅した」を「若しくは当該要介護者のパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したこと又は当該請求をした職員と当該請求をした職員の親族若しくはパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したことにより要介護者」に、「第9項」を「前項」に改める。

第22条第3項各号及び第4項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第23条第1項中「男子職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項及び第4項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第23条の2第1項中「男子職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項中「男子職員の配偶者」を「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項ただし書中「男子職員」を「職員」に改め、「その配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係

係の相手方」を、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第25条第1項中「結婚する場合」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方を有することとなる場合」を加え、「親族」を「関係者（別表第4に掲げる者に限る。以下同じ。）」に改め、同条第2項第1号中「場合」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方を有することとなる場合」を加え、同項第2号中「親族（別表第4に掲げる親族に限る。）」を「関係者」に改める。

第28条第1項中「親族」を「6親等内の血族、配偶者、パートナーシップ関係の相手方、3親等内の姻族並びに届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップ関係の相手方の3親等内の血族」に改める。

第29条の2第1項及び第30条第1項第4号から第7号までの規定中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別表第4中「親族」を「関係者」に改め、「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第4号様式中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第5号様式中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「要介護者と職員との親族関係が消滅した」を「親族関係又はパートナーシップ関係が消滅したことにより要介護者でなくなった」に改める。

第10号様式中「要介護者との親族関係」を「親族関係又はパートナーシップ関係」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第4号様式、第5号様式及び第10号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第32号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成19年杉並区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「配偶者」の次に「又は同項に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第5項第4号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第9項中「第5項第3号及び第4号」を「第5項第4号」に、「次の各号に掲げるいずれかの」を「次の各号」に、「第1号又は第2号に掲げる」を「第1号から第3号まで」に、「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった」と、同項第3号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び2親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」に、「前項各号に掲げるいずれかの」を「前項各号」に、「前項第1号又は第2号に掲げる」を「前項第1号から第3号まで」に、「第5項第1号又は第2号」を「第5項第1号から第3号まで」に、「第8項」を「前項」に改める。

第7条の2第9項中「第4項第3号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第1号又は第2号に掲げる」と、同項」を削り、「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった」と、同項第3号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び2親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」に、「第5項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第5項中「次の」に、「前項第1号又は第2号に掲げる」を「前項」に、「第4項各号」及び「第4項第1号又は第2号」を「第4項」に、「第8項」を「前項」に改める。

第8条第9項中「第5項第3号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第1号又は第2号に掲げる」と、同項」を削り、「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった」と、同項第3号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者

(当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び2親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」に、「第6項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第6項中「次の」に、「前項第1号又は第2号に掲げる」を「前項」に、「第5項各号」及び「第5項第1号又は第2号」を「第5項」に、「第8項」を「前項」に改める。

第25条第3項中「の母親」を「を育てる当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第4項中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を「又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、「当該配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第5項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第26条第1項中「男性」を削り、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第3項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第27条第1項中「男性」を削り、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項本文中「男性」を削り、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「男性」を削り、「その配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「、配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第4項本文中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第28条第1項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第30条第1項中「する場合」の次に「又は杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例(令和5年杉並区条例第12号)第9条第2項の規定による書面若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の証明の交付を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にすることとなる場合(以下この条において「パートナーシップ関係となる場合」という。)」を加え、「親族」を「関係者(別表第5に掲げる者に限る。以下同



「 被介護者との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方  
又は2親等内の親族でなくなった。

└──┬ [ ] に

職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

└──┬ [ ] ]

改める。

第8号様式中「続 柄」を「続 柄 等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第3号様式、第4号様式及び第6号様式から第8号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

杉並区教育委員会規則第33号

杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号中「家族」を「世帯の構成員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

杉並区教育委員会規則第34号

杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号中「家族」を「世帯の構成員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第35号

杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則（平成18年杉並区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「（配偶者の）」を「又は条例第11条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石 高士

## 杉並区教育委員会規則第36号

杉並区学校教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の通勤手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「（配偶者の）」を「又は条例第14条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第37号

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者が」を「配偶者又は条例第14条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が」に改め、「若しくは配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2号及び第3号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第4号中「が職員又は配偶者」を「又はパートナーシップ関係の相手方が職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第5号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第4条第1項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第5条第1号及び第2号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第3号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改め、同条第4号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改め、同条第5号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改める。

第6条中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 (第7条関係)

(表面)

単身赴任届

年 月 日提出

杉並区教育委員会 宛

杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届けます。

氏名			職員番号	
勤務校名			所在地	
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 異動 <input type="checkbox"/> 3 転居( <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方) <input type="checkbox"/> 4 その他( )			
	上記事実の発生日 年 月 日			

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住所	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生 歳)

2 現在の居住状況等

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居した年月日	年 月 日
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居した事情	
本人の住所	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生 歳) <input type="checkbox"/> その他(続柄 ) <input type="checkbox"/> その他(続柄 ) <input type="checkbox"/> その他(続柄 )
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる (住所 入居年月日 年 月 日)
異動直前の住居から勤務校までの通勤経路及び方法	第2号様式の(1)に記入
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から勤務校までの通勤経路及び方法	第2号様式の(2)に記入
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	第2号様式の(3)に記入

上記のとおり確認し、杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則第4条第2項の規定による加算額を 円、単身赴任手当の月額を 円と決定し、年 月分から支給する。 年 月 日 教育委員会事務局 課長 印	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">給与担当</td> <td colspan="2">所 属</td> </tr> <tr> <td>係 長</td> <td>係 員</td> <td>所属長</td> <td>係 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	給与担当		所 属		係 長	係 員	所属長	係 長				
給与担当		所 属											
係 長	係 員	所属長	係 長										

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

## (裏 面)

### 記入上の注意

- 1 届出用紙の太線内のみ記入する。
- 2 「届出の理由」欄には、該当する理由の□に☒印を付し(新規の場合は理由の1のみに☒印を付する。)、理由の4に該当する場合は、内容を( )内に記入する。
- 3 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に学校を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 4 配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない者にあつては、「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」とあるのを「異動直前に同居していた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 5 届出の理由の1以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 6 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった学校を異にする異動をいう。
- 7 在勤する学校が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 8 条例適用外であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受けることとなった者にあつては、「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入する。
- 9 異動に伴い、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居した場合で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から勤務校までの通勤経路及び方法」欄は記入しない。
- 10 異動に伴って配偶者又はパートナーシップ関係の相手方とともに住居を移転し、その後に配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務校までの通勤経路及び方法」欄は記入しない。
- 11 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、○○線等の別を記入する。
- 12 別居後に配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者又はパートナーシップ関係の相手方がないものとした場合について記入する。

第2号様式中「勤務学校」を「勤務校」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナースhip関係の相手方」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第38号

杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則  
杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

「をいう。）」及び「から当該結婚の日」の次に「又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」を、「当該結婚の日」の次に「又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」を加える。

### 附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第 39号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部  
を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第10条中「ある者」の次に「であって、2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にあるもの」を加える。

第20条第4項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（条例第9条の2第1項に規定するパートナーシップ関係をいう。以下同じ。）の相手方」を加え、同項第2号及び第3号並びに同条第5項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第20条の2第1項中「男子講師」を「講師」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項及び第4項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第20条の3第1項中「男子講師」を「講師」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項中「男子講師の配偶者」を「講師の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項ただし書中「男子講師」を「講師」に改め、「その配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第3項中「男子講師」を「講師」に改める。

第22条第1項中「結婚する場合」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方を有することとなる場合」を加え、「親族」を「関係者（別表第5に掲げる者に限る。以下同じ。）」に改め、同条第2項第1号中「場合」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方を有することとなる場合」を加え、同項第2号中「親族（別表第5に掲げる親族に限る。）」を「関係者」に、「同表」を「別表第5」に改める。

第24条第1項並びに第26条第1項第1号、第4号及び第8号から第11号までの規定中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別表第5中「親族」を「関係者」に改め、「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。